

# 商工建設常任委員会会議録

平成24年11月1日

場 所 第5委員会室

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 博 三

平成24年11月1日（木曜日）

---

午前10時2分開会

---

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
- ・宮崎県中小企業振興条例（仮称）の骨子等について
- ・宮崎県中小企業等支援ファンドについて
- ・工業技術センターの事業概要について
- ・食品開発センターの事業概要について
- ・ソーラーフロンティア(株)宮崎第二（清武）工場の一時休止について

---

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	重松	幸次郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		中野	一則
委員		押川	修一郎
委員		右松	隆央
委員		田口	雄二
委員		囃師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米原	隆夫
商工観光労働部次長	成合	修
企業立地推進局長	福田	裕幸
観光交流推進局長	安田	宏士
商工政策課長	中田	哲朗

金融対策室長	菓子野	信男
工業支援課長	田中	保通
商業支援課長	椎	重明
労働政策課長	山之内	点
地域雇用対策室長	平原	利明
企業立地課長	黒木	秀樹
観光推進課長	向畑	公俊
みやざきアピール課長	井手	義哉
工業技術センター所長	勢井	史人
食品開発センター所長	工藤	哲三
県立産業技術専門校長	篠田	良廣

---

事務局職員出席者

議事課主査	関谷	幸二
議事課主任主事	大山	孝治

---

山下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時5分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

米原商工観光労働部長 おはようございます。本日は、お配りをしております常任委員会資料の表紙の目次にありますとおり、報告事項

5件を担当課長、室長、所長からそれぞれ説明いたします。

なお、資料にはございませんが、WBC（ワールドベースボールクラシック）の日本代表の合宿地が先日、正式に宮崎に決定したところでございます。合宿は、来年2月15日から21日までの7日間、県総合運動公園のサンマリンスタージアムを中心に行われます。日本代表がWBCに参加を決定した翌日、9月5日になりますが、いち早く日本野球機構に対しまして、宮崎での合宿について要望を行っていたところでございまして、県といたしましては、前回に引き続き、宮崎で合宿が行われることは、「スポーツランドみやざき」を全国に情報発信していく上で絶好の機会として捉えております。充実したキャンプが実施できるよう、今後、宮崎市や関係機関・団体と連携しながら受け入れ準備に万全を期してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いたします。

中田商工政策課長 商工政策課でございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。宮崎県中小企業振興条例（仮称）の骨子等についてであります。

中小企業振興条例につきましては、先般、9月定例県議会中の常任委員会におきまして、基本的な考え方を説明させていただいたところでありますが、本日は、条例の骨子等について御説明させていただき、今後、パブリックコメントをさせていただきたいと考えております。

それでは、まず、第1、基本的な考え方についてであります。本県の中小企業は、これまで生産、サービス、販売など、本県の経済活動の

全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきております。しかしながら、長引く景気低迷の中、口蹄疫等の相次ぐ災害が発生したほか、国際競争の激化や社会経済情勢の変化などにより、本県の中小企業は極めて厳しい経営環境に置かれております。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、足腰の強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力が求められるとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者を社会全体で支援していくことが必要であります。

このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置づけ、県のみならず、中小企業にかかわる関係機関、市町村、県民等を含め、県民総力戦で中小企業の振興を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、第2、条例の骨子（案）についてであります。条例の骨子案では、条例で規定する予定の文章をそれぞれ四角囲みの中に記載しております。その下の趣旨のところには、条例の文言の意味や解釈を記載させていただいております。

それでは、まず、1、目的であります。この条例を制定する目的を四角囲みの中に掲げておりますが、その下の趣旨のところに記載しておりますように、この条例の直接的な目的は中小企業の振興であります。このことにより、最終的には本県経済の発展と県民生活の向上に寄与することを目的としております。

2ページをお開きください。2の定義では、この条例において用いられる用語の定義を（1）から（4）のとおり、中小企業者、中小企業団体、大企業、大学等について定義してお

ります。そのうち、(1)の中小企業者につきましては、中小企業基本法の定義を引用いたしております。

3ページをごらんいただきたいと思ひます。3の基本理念であります。中小企業の振興に当たって、県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、県民、市町村等、中小企業の振興にかかわる全てのものが共用すべき基本理念として、(1)中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を促進することを基本としなければならない。(2)中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本認識のもとに行わなければならないと定めております。

次に、4の県の責務であります。この条例における県の役割を「責務」として規定するもので、他の関係機関よりも強い位置づけにしております。(1)及び(2)では、基本理念に基づき、中小企業の振興を図る総合的な施策を立案し実施すること。その際、国や市町村、中小企業団体を初めとする関係機関との連携に努めることとしております。(3)は、いわゆる小規模事業者への配慮規定であります。中小企業の中で特に小規模企業者は、経営資源の確保が困難であることが多いことから、中小企業振興に関する施策を講ずるに当たっては、必要な考慮を払うこととしております。(4)は、中小企業の組織化、共同化の推進であります。(5)では、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律、いわゆる官公需法の規定を受け、本県においてもその対策に取り組んでいるところですが、この条例の制定に当たり、特に明示するものであります。

4ページをお開きください。5、中小企業者

の自主的な努力であります。基本理念に掲げておりますように、当事者である中小企業者自身の自主的な努力がまず必要でありますことから、このことを明確にするために規定するものであります。

次に、6、中小企業団体の役割であります。商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他の中小企業に関する団体に対して、中小企業の経営向上と改善への積極的な取り組みを求めるとともに、県の施策への協力に努めるよう規定するものであります。

5ページをごらんください。7、大企業の役割であります。中小企業は、その事業活動を行うに当たって大企業とのかかわりが深く、中小企業の振興が大企業の事業活動にも影響を及ぼすものであることから、中小企業の振興に当たっての大企業の役割を規定するものであります。

次に、8、大学等の役割であります。大学等は、中小企業と連携した新製品、新技術の研究開発、研究成果の普及、すぐれた人材の中小企業への供給などにおいて、中小企業の振興に多大な貢献が期待できる機関でありますことから、この条例において大学等の役割を規定するものであります。

次に、9、県民の理解と協力であります。中小企業は、本県雇用を支える重要な存在であり、地域産業の担い手でありますので、その振興に関する施策への県民の理解と協力を求めるものであります。

次に、10、市町村に対する協力であります。市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、県が必要な措置を講じ、協力することを規定しております。

6ページをお開きいただきたいと思ひま

す。11の基本方針及び実施状況の公表であります。この規定では、県が長期的視野に立って取り組むべき基本方針を規定するとともに、主な施策の実施状況の公表について規定しております。

まず、基本方針の(1)人材の育成及び確保につきましては、県は、職業能力の開発や技術継承の支援、理工系学生などの県内企業への就職促進など、必要な施策を講ずるものとしております。(2)の経営基盤の強化につきましては、中小企業の経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実など、必要な施策を講ずるものとしております。(3)の資金供給の円滑化につきましては、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進など、必要な施策を講ずるものとしております。(4)の創業及び新たな事業の分野への進出の促進につきましては、創業や新分野進出、経営革新、その他の経営の向上への意欲的な取り組みを促進するため、経営に関する情報の提供や技術力の向上に関する支援など、必要な施策を講ずるものとしております。(5)の技術開発、新製品・新サービスの開発の促進につきましては、中小企業にとって不可欠な技術開発や新製品・新サービスの開発を促進するため、産学官連携のもと、中小企業における研究開発の支援など、必要な施策を講ずるものとしております。(6)の地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進につきましては、本県の強みであります農林水産物などの地域の資源や特性を生かした中小企業の事業活動を支援するため、農商工連携による新商品開発の支援など、必要な施策を講ずるものとしております。(7)の販路拡大及び取引拡

大につきましては、中小企業の販路拡大及び取引拡大を図るため、商談会の開催や展示会等への出展支援など、必要な施策を講ずるものとしております。(8)の国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、中小企業の国際的視点に立った事業展開を促進するため、国際見本市への出展支援など、必要な施策を講ずるものとしております。

最後に、12の財政上の措置につきましては、県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしております。

宮崎県中小企業振興条例(仮称)の骨子等についての説明は以上であります。

菓子野金融対策室長 金融対策室でございます。

お手元の委員会資料8ページをお開きいただきたいと思っております。私からは、宮崎県中小企業等支援ファンドについて御報告をさせていただきます。

このファンドは、1の(2)にありますとおり、平成15年9月、今から10年前に設置されたものでありまして、その設置期限が来年の9月に到来いたしますことから、その途中経過報告をさせていただくものであります。

内容は、おさらいではございますが、1の制度の概要、2の投資状況、次のページの3、ファンドの近況、4、主な効果についてでございます。

まず、1の制度概要の(1)目的でございます。このファンドを設立した平成15年当時は、長引く景気の低迷やデフレの進行等に伴いまして、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、また、不良債権処理の加速化等によりまして、金融機関の企業に対する円滑な融資・資金供給

が困難となっておりました。このような中で、金融機関等との共同出資のファンドを設立いたしまして、一時的に経営に支障が生じた県内の中核企業に投資をすることによりまして、企業の財務体質の強化や事業の再生を促進し、本県経済の安定及び雇用の確保に寄与することを目的としたものでございます。

(3)のファンドのスキームでございますけれども、中ほどの図をごらんいただきたいと思っております。このファンドのスキームにつきましては、中小企業等への投資を促進するため、平成10年に制定されました「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づきまして、投資事業有限責任組合を設置いたしましてこのファンドを運営いたしております。このファンドに対しまして、県産業支援財団が20億円、宮崎銀行が3億円、宮崎太陽銀行が2億円、宮銀ベンチャーキャピタル、宮崎太陽キャピタルがそれぞれ100万円を出資していただき、合計25億円余の資金を造成しております。この支援ファンドから右端の中小企業等に投資が行われたというものでございます。

図の左側をごらんいただきたいと思っております。県の産業支援財団が出資をしておりますけれども、その投資原資は県が貸し付けたものでございます。

投資事業を行うものでございますが、投資の結果、出資に利益もしくは損失が生じる場合がございます。その場合は、投資した5社が、出資額に応じて、それぞれ受益もしくは損失を負担する仕組みとなっております。財団の場合は、25億円中の20億円でございますので、約8割となります。

このファンドに損失が発生した場合でございますけれども、ファンドに損失が発生し、財団

がそれを負担する場合は、県と財団の間で損失保証契約を締結しておりますので、県がその損失を負担することになっております。また、その損失補償のために、平成15年度から平成25年度までの債務負担行為が設定されているところでございます。

次に、2の投資状況等でございますが、青島リゾート(株)ほか5社に対し、22億2,000万円の投資を行っております。それぞれの投資種別、投資額、投資決定日、業種は、記載のとおりとなっております。また、右端の従業員数でございますが、投資時に1,805人であったものが、直近では1,952名となっております。括弧書きの新採につきましては、ファンド投資後に新たに採用され、現在も雇用が継続されている従業員の数でございます。1,104名となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。ファンドの近況でございます。

まず、(1)社債を引き受けた3社についてでございます。1社が完済、2社については投資後におきまして、台風による浸水被害、安価な海外製品の流入、原材料の急騰など、経営環境が急激に悪化いたしまして、法的整理等が行われているものもでございます。具体的に申し上げますと、 の日米商会につきましては、10月26日、先週の金曜日でございますけれども、社債5億円の返済が完了いたしております。

の多田産業につきましては、民事再生の手続が行われました。10月17日に宮崎地裁の再生計画認可決定が確定いたしました。この再生計画によりまして、ファンド債権は約98%カットされまして、約2億9,400万円の欠損が見込まれております。また、 のイチマル産業(株)であります。金融庁などにより定められました私的

整理ガイドラインに基づきまして、県中小企業再生支援協議会のあっせん・支援を受けながら、平成20年6月に第二会社方式による企業再生が開始されたところでございます。一般的に法的整理を行いますと売り上げが2割減少するとされておりまして、風評被害を抑えながら企業を再生させるため、売掛金等一般の債権は保全いたしまして、金融債権のみをカットする手法で再生が行われたところと見込んでおります。第二会社方式と申しますのは、一つの会社を2つに分割し、業績の悪い事業を残してこちらの会社のほうは清算いたします。業績のよい事業を新会社に移してその事業を継続するというものでございます。イチマルの場合は、もともとの会社は本年9月に特別清算が開始されております。このような方法によりまして、ファンド債権は約83%カットとなりまして、1億8,257万1,000円の欠損が生じたところでございます。なお、第二会社方式によりまして新設された会社につきましては、新規採用を含め雇用の確保、事業の継続ともに順調に推移しているところでございます。

次に、(2)の株式投資を行った3社でございますけれども、こちらにつきましては、現在、投資継続中でありまして、今後、株式の評価を行い、ファンド期間終了までに売却をする予定となっております。

最後に、4、ファンドの主な効果でございます。(1)でございますけれども、当時の厳しい経済情勢の中、本県の中核的企業の経営悪化によりまして、地域経済や雇用に多大な悪影響のおそれ、懸念がございましたけれども、当ファンドの実行や関係機関の協力等によりまして、投資先6社の事業や雇用の継続が図られたところでございます。再掲になりますけれども

も、投資規模は22億2,000万円、従業員数は6社合計で約2,000人、うち投資後の新規採用数約1,100、賃金推計による経済効果でございますけれども、県内の平均賃金が年収約360万円でございますことから、2,000人で年間約70億円の効果があると見込んでおるところでございます。また、(2)のとおり、各企業の事業継続によりまして、航空路線の充実やバス路線の確保、青島観光の振興などが図られたところであります。具体的には、県内のバス輸送網の確保として延べ7,600万人余の乗車のほか、高速バスや特急バスについては、7路線で1日73往復しているところでございます。また、宮崎空港発着の沖縄便の新設や東京便の増加、そういった効果があったものと考えております。

金融対策室からは以上でございます。

勢井工業技術センター所長 工業技術センターでございます。

お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。私のほうからは、工業技術センターの事業概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の施設の目的でございますが、県内産業の振興を図るために、県内企業の工業分野での技術力向上を支援することとしておりまして、工業技術に関する研究開発を初め、工業相談や技術指導、依頼試験への対応など、さまざまな業務を行っております。

次に、2の組織機構、職員数でございますが、所長、副所長のもとに、1課4部、職員総数は35名でございます。

次に、3の事業の概要でございますが、表にございますように、4つの部でそれぞれ分野ごとに業務を分担いたしております。例えば2つ目の資源環境部を見ていただきますと、工場排



水、廃棄物等の処理や再資源化などに関する試験研究、技術支援のほか、これに関連する県内企業からの依頼試験などに対応いたしております。各部それぞれ同じ状況でございます。

次に、11ページをごらんください。4の事業実績でございます。この表でございますように、まず、一番上の研究開発といたしましては、経常研究のほかに、企業等との共同研究なども含めまして、平成23年度は32件の課題に取り組みました。また、工業相談・技術指導といたしまして、企業の新製品開発や技術改善等の課題解決に向けての指導を行っております。23年度は1,753件実施いたしました。さらに、依頼試験につきましては、企業等からの依頼に応じまして、製品や原材料の試験・分析を行うものでございまして、同じく759件実施いたしております。そのほか、企業による設備利用が794件、巡回企業訪問が244件、また、先端技術の紹介、技術普及に関する講演会等を18回行ったところでございます。さらに、情報発信といたしまして、技術情報誌等の刊行物を発行いたしますとともに、メールマガジンやホームページを利用した情報提供を行っております。また、当センターについて理解を深めいただくために見学者の受け入れを行っておりますが、23年度は464名で、そのうち児童生徒等が272名と半数以上を占めております。なお、実績としては挙げておりませんが、当センター、それから食品開発センターの業務や役割、科学の楽しさを県民の皆様幅広く知っていただくために、センターの一般公開というのをしております。今年度は、来る11月9日・10日、来週の金、土でございますが、県工業会主催のテクノフェアと同時開催いたすことにしております。これにつきましては、お手元にそれぞれの

資料をお届けしておりますので、この機会にぜひおいでいただいております。ごらんいただければ幸いです。

次に、12ページをお開きください。5の主な成果事例についてでございますが、ここでは、当センターの業務の大きな柱であります試験研究と技術支援の事例につきまして、それぞれ3件ずつ御紹介いたしております。

初めに、5-1の研究成果についてでございます。

まず、(1)のマイクロバブルを活用した産業排水の脱色技術の開発であります。工場や畜産の排水は、微生物を用いた浄化処理が一般的ですが、排水の色を取り除くことは技術的に非常に困難でありました。当センターでは、これにつきまして、SPGを利用いたしましてオゾンガスのマイクロバブル、これは非常に細かな泡でございますが、これを排水に吹き込むことによりまして排水を効率的に脱色する技術の開発に成功いたしました。そこにありますように、現在、霧島酒造株式会社におきまして、焼酎かすのメタン発酵処理液の脱色を目的とした実証試験を進めているところでございますが、今後は、畜産排水など広い分野での応用が期待できるものと考えております。

次に、(2)の最先端電子機器用「微細ハンダ粒子」製造技術の開発でございます。スマートフォン等の電子機器につきましては、年々高性能化、小型化が進んでおりますが、それに伴いまして、業界から求められておりましたハンダ粒子の微細化に取り組んだものでございます。これは、2の成果のところにもございますが、溶かしたハンダをSPGの細かな穴を用いまして油の中に押し出すことで、直径数ミクロンという世界最小クラスの、しかも粒の大きさ

のそろったハンダ粒子の製造に成功いたしました。この技術は、日本を含む世界8カ国で特許を取得する画期的な製造技術でございます。さらに、これによりまして、大手のハンダ材料メーカーでございます千住金属工業株式会社の県内誘致に成功し、雇用の拡大にもつながっております。

続きまして、13ページをごらんください。

(3)の自動車部品製造工程の合理化についてでございます。この例は、日南市にあります株式会社ニチワでございますが、ここは、常温での金属の成形により自動車部品を製造しているところでございますが、各製造工程に使用する金型の寸法を求める計算に多くの時間を要しておりました。そこで、計算や設計の省力化を実現するため、当センターにおきまして、各工程に必要な金型の設計をコンピューターを用いて自動的に行えるシステムを開発いたしましたところでございます。このシステムの導入によりまして、ニチワでは、金型設計の所要時間を従来の約30分の1、これは約8時間ほどかかっていたものが15分程度でできるというものでございますが、大幅に短縮することに成功いたしました。

次に、5-2の企業への技術支援の事例についてでございます。

まず、(1)の廃プラスチックのボイラー燃料に関する技術指導であります。企業からの相談内容は、廃プラスチックを加熱処理装置で液状の油としたものをボイラー燃料として利用したいが、どのような種類の廃プラスチックがボイラー燃料として適当かというものでした。そこで、持ち込まれた油の成分分析を行い、燃料としての妥当性を検討いたしました結果、一部の廃プラスチックで、ほかの燃料と混合するこ

とにより、利用が可能であることがわかりました。

次に、14ページでございますが、(2)の「キャピアン化粧品」の商品開発支援でございます。これは、本県産のチョウザメを活用した化粧品の商品開発やデザイン活用など、工業デザインに関する相談でございます。県内の印刷関連企業等と連携したプロジェクトを立ち上げまして、商品イメージを設定した上で、総合的なデザイン支援を行いまして、その結果といたしまして、平成24年2月に化粧品が販売開始となりました。

最後に、(3)の金属部品の熱処理トラブルに関する技術指導でございます。これは、金属部品の焼き入れがうまくいかず、所定の硬さが得られないという相談でございます。まず最初に、材質の確認が必要だと判断いたしまして、当センターの設備による化学分析を指導いたしまして、分析しました結果、金属部品の材質には問題がないことがわかりました。そのため、相談企業において処理工程等について検討したところ、問題が解決したというものでございます。

当センターの事業概要は以上でございますが、今後とも、県内企業のニーズを的確に把握しながら、研究開発や企業支援等に努め、県内産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

工藤食品開発センター所長 食品開発センターの概要について説明いたします。

15ページをごらんください。食品開発センターは、県内の食品産業の振興を図ることを目的に、食品製造業や加工グループ等を対象とした各種食品加工技術に関する試験研究のほか、

技術指導や依頼分析、工業相談等の技術支援を行っております。

2番目の組織ですけれども、職員数は、工業技術センターとの兼務を入れまして全体で21名です。

3番目の事業の概要ですが、食品開発部は、食品開発に関する試験研究、技術支援、応用微生物部は、焼酎を初めとする発酵食品の製造や有用微生物に関する試験研究及び技術支援を行っております。

16ページを見ていただいて、事業実績ですが、23年度は、研究開発が23課題、工業相談・技術指導が1,202件、設備利用が282件でございます。また、企業を訪問します巡回企業訪問や研究会、研修会等を開催しております。

17ページをお願いいたします。食品開発センターの成果事例として、研究成果と技術支援について紹介いたします。

まず、研究成果を3つほど紹介いたします。

最初に、ブルーベリー葉エキス末の全国展開です。平成16年度から当センターが産学官で共同研究を実施してきましたブルーベリー葉について、県内ベンチャー企業から、昨年にブルーベリー葉茶「ベリーフ」が発売されたところですが、さらに今年度には、県外の健康食品素材メーカーを通じて葉っぱのエキス末の商品化に成功し、10月には展示会にて県産ブルーベリー葉を全国に向けてPRいたしました。

2番目は、県産大麦を用いたビール及び焼酎の開発についてです。大麦の在来種に「ミヤザキハダカ」というのがありまして、これを使用した焼酎製造及び県産の大麦を使用したビールについて、共同研究の依頼がありました。そこで、高原町の「はなどう」が栽培した大麦とセンターの開発した酵母を使用して、常温流通が

可能なビールをひでじビールと、特徴ある麦焼酎を柳田酒造とそれぞれ共同開発し、商品化することができました。このビールの「穂倉金生」については、国際大会で金賞を受賞しております。

18ページに移っていただいて、本県は、千葉県に次ぐ里芋の生産地でありまして、これを利用した乳酸発酵食品の開発を目指しました。結果、県内の発酵食品から分離した乳酸菌を用いて、里芋を乳酸発酵したドリンクタイプの食品を開発できました。試飲の評判もよく、特徴的な成分もいろいろ含まれていることがわかってきましたので、ことし8月には製品化され、「たるヨーグルト」という名前で販売されております。

申しわけございません。今の里芋乳酸発酵食品の開発で、18ページの真ん中あたりに、アリマン乳業(株)と書いてありますけれども、アリマン乳業は有限会社でございますので、(有)に御訂正をお願いいたします。

ここまでは研究開発についての事例の紹介でしたが、これと並行して各種の技術支援も行っております。これを3件ほど紹介いたします。

まず最初に、どぶろく製造に関する技術指導についてです。高千穂の「民宿まるうど」から、「まちおこしのために高千穂の米を使ったどぶろくをつくりたい」という相談がありました。そこで、当センターでどぶろくの製造法等の指導を行い、同民宿が西臼杵地域で初めてとなるどぶろく製造免許を取得し、どぶろくの開発と商品化を行うことができました。

19ページをお願いいたします。技術支援の2番目ですけれども、非常用レトルト山菜鶏おこわの開発を紹介いたします。食品センターに、「レトルト処理したごはんが固まってほぐれに

くなくなってしまう」という相談がありまして、むしろ、このほぐれにくいという特徴を生かして商品をつくらうということで、容器を細長く工夫して、センターがレトルト処理の条件等を指導しまして、切り口から固まったおこわを絞り出しながら食べられる商品ができ上がりました。これを東北被災地に届けたところ、容器に移さず、箸がなくても食べられるため、避難所での非常食として衛生的で大変好評でありました。

最後に、宮崎県一次加工食品研究会の発足について紹介いたします。

一昨年度に実施しました食品関連企業実態調査により、本県における農産物、特にユズ、日向夏、マンゴー等の一次加工の重要性が明確になったところでした。そこで、まずは、かんきつ類の一次加工にかかわっている10社で宮崎県一次加工食品研究会を立ち上げ、センターの加工技術等の指導も引き続き行いながら、県内関連業者の技術力向上やネットワーク構築を目指すことといたしました。今後、活動が順調に進んでいけば、一次加工の業種をかんきつ類から他の業種へと広げていく予定です。

これまで御紹介したとおり、センターでは、県内の食品製造業者や加工グループと連携しながら、研究開発や支援事業を行っているところです。

私からは以上です。

黒木企業立地課長 それでは、ソーラーフロンティア宮崎第二工場の一時休止について御報告をさせていただきます。

委員会資料の20ページをごらんください。

まず、1の概要でございます。ソーラーフロンティア社は、太陽電池モジュール、いわゆる太陽光パネルでございますが、発電効率の高い

製品を効率的に生産するために、製造拠点を国富工場に集約し、清武にございます宮崎第二工場は、年末から一時休止することを決定いたしました。にございます宮崎第二工場につきましては、現在、神奈川県厚木市のリサーチセンターで開発を進めている新しい太陽電池モジュールの生産に充てることで設備の評価を進めていること。工場の社員は、国富工場など社内で再配置する予定であることを発表いたしました。

なお、宮崎第二工場の概要につきましてはごらんのとおりでございますが、次に、これらの決定を受けた対応でございます。まず、ソーラーフロンティア社に対しまして、新しい太陽電池モジュールの生産拠点として清武工場の早期再開を要請いたしますとともに、社員につきましては、国富工場などへの配置がえを行うということではございましたが、改めて雇用の確保を要請したところでございます。今後とも、再配置の状況を見守りながら、地元宮崎市とも連携・協力して対応していくことといたしております。

説明は以上でございます。

山下委員長 執行部の説明が終わりました。ただいまから質疑を承ります。

中野委員 2～3質問したいと思います。

まず、中小企業振興条例についてですが、これは知事の政策提案でもあったし、私も過去質問した経緯がありますから、ぜひ早く制定をしていただきたいというふうに思っております。それで、懸念する点を1～2お尋ねしたいと思います。県の責務というところで、「小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとします」とあ

ります。ということは、この条例をつくることで、零細企業者に対して何か不利益なものが発生するという事なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。特に、小規模企業者が、この制定において制約を受けたり負担がふえたり、条例ができることで何かあるんじゃないかという気がしたので、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

それから、この条例に関してですが、もう1点は、5ページのところです。中小企業の振興が大企業にも影響を及ぼすということで、大企業者の役割を規定するという事になっているんですが、中小企業が大企業に影響を及ぼすというのは、いい意味か悪い意味かわかりませんが、逆に大企業が中小企業にいろんな影響を及ぼしているんじゃないかと思うんです。そのあたりのことは配慮しなくてもいいかということ。その2点をお尋ねしたいと思います。

中田商工政策課長 まず、県の責務の(3)のところでございますけれども、この条例をつくることによって、小規模企業者が不利益をこうむるとかそういうことではございません。この規定は、中小企業基本法の中でも、中小企業の振興を図る上で、より経営資源の乏しい小規模企業者に対して一定の配慮に努めるというような規定がございます。基本的には、基本法の規定を準用した形でここに入れております。したがって、一般的な中小企業の振興を図る上で、小さな企業に対してはより配慮を与える必要があるのではないかとということで、この規定を設けているということでございます。

次に、大企業の関係でございますけれども、委員がおっしゃるように、大企業がより中小企業に与える影響というのは大きいだろうというのは、私もそのとおりだと思っています。た

だ、一方で、大企業自体も、中小企業との取引があって大企業は成り立っているという部分もございまして、相互依存関係というのが当然あるだろうというふうに考えております。ここで言っておりますのは、中小企業の振興を図る上で、大企業のほうにも中小企業の重要性を認識していただいて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力してくださいという趣旨で規定しているものでございます。以上でございます。

中野委員 わかりました。この条例はいいことづくめということで理解していいんですか。

中田商工政策課長 この条例をつくることによりまして、当然、これまでも中小企業振興には商工観光労働部として一生懸命取り組んでおりますけれども、条例をつくることによって、我々としては、しっかり再認識して中小企業の振興に力を入れていきたいというふうに考えております。

中野委員 零細企業等が制約を受けるとか負担があるとか云々で、後々そういう声とか不満とか、そういうことが出る可能性はないというふうに理解しておればいいですか。

中田商工政策課長 実はこの小規模企業への配慮につきましては、これまで各商工団体といういろいろ意見交換をしてきておりまして、特に商工会のほうから、やはり小規模企業というのは経営資源が乏しいので、より厚い施策をやってほしいというような意見もございました。それでこういう規定を入れたという経緯がございます。小規模企業者というのはあらゆる面で経営資源に乏しい場合が多いですので、我々としましても、一定の配慮は必要だろうというふうに考えているところでございます。

中野委員 ぜひ、これを制定するときには、

零細企業者により配慮したものになるようお願いしたいし、また、そういう人たちの声も一段と聞いて制定していただくようお願いをしておきたいと思います。

中小企業支援ファンドのことについてお尋ねしたいと思います。

まず、イチマル産業の件であります。私的整理を実施したということで、結果的に83%の債権がカットされるわけですが、その総額は1億8,200万というものであります。私的整理は20年6月です。これについては、いろいろと売り上げ等に配慮して、知っておたけれども、今日まで公にできなかったみたいな説明でありましたが、これに投資したのは平成16年ですから、3年10カ月後には私的整理ということになったんです。それから今日までちょっと経過があるわけですが、1億8,000万も債権カットされるわけですから、本当はこれがわかった時点で投資したものの金額を引き上げるというか、回収するというか、そっちのほうをすれば、債権をカットされる金額よりも回収がより以上進んだのではないかという気がするんですが、こういうファンド類で途中で回収とかそういうことはできるのかできないのか、そして現実的にはしなかったわけですから、しなかった理由を再度お尋ねしたいと思います。

菓子野金融対策室長 このイチマルについての2億2,000万、これは16年8月23日に投資しておりまして、この手続が行われたのは平成20年6月でございます。このときに業況が非常に厳しくなりました。こういった仕儀に至らざるを得なくなったわけですが、基本的に社債は債権でございまして、債権投入時におきまして社債として投入をしているというこ

とでございます。この再生を行う場合は、総債権額を全て把握いたしまして、その再生のためにどれだけの債権が負担できるか、そういったことを計算いたしまして、企業の再生のためにこういったカット率になったと。また、それを受け入れなければこのイチマルの再生はないといったことで、苦渋の決断ではございましたけれども、こういったカットを受け入れたということでございます。

中野委員 ということは、この会社は非常に厳しい状況になるということをもともと承知して投資したということですか。

菓子野金融対策室長 最初、平成16年8月23日に投資決定をこのイチマルについてはしております。イチマルは、大変業況のいいときがございまして、平成11年当時につきましては16億円の売り上げがございました。主な製品は練り製品でございます。練り製品といいますのは、さつま揚げですとかかまぼこ類になります。そうした製品がだんだんと消費者に好まれなくなりまして、採算が合わなくなってきていたわけです。そうしたことでだんだん売り上げが減ってまいりました。そして、ほかの主力製品といいますのが、冷凍食品事業と調味料事業でございます。こちらにシフトすべきであるということで、そのシフトのためにこういったファンド資金を投入するということになったわけでございます。

ここの場合は、もともと冷凍食品ですとか調味料とか、大手企業とおつき合いがございまして、OEM事業をやっております。もともと収益力はあったわけなんですけれども、練り製品等から冷凍食品、調味料食品への転換がなかなか厳しいという状況で、こうした設備資金等に係る投資を行ったというものでございます。

売り上げの向上対策でございますけれども、今までOEMを主な事業としてきたわけですが、脱OEM路線といったことで、既存の2つの大手企業とのつき合いとは別に、みずからの販売網を確立するといった戦略をとりました。そうした事業転換と新しい営業戦略で平成16年8月に出発をしたわけでございますけれども、この脱OEM路線というのは、新しい営業をする販売網を築くということでございますので、なかなか難しい、なかなかうまくいかないということになってまいりました。平成16年当時、営業収益が10億円程度ございましたけれども、平成19年度に8億7,000万円ほどまで低下しておりまして、脱OEM路線というのがなかなかうまくいかなかったと。計画高では売上高10億円もしくは12億円達成しようという計画であったわけなんですけれども、そうしたことがなかなかうまくいきませんで、改めてこのイチマル水産の再生を考えるとということになった次第でございます。

中野委員 結果的に、イチマル産業は、県費を10数億円投じて再建されたということだと思います。それで、新設された会社は、事業の継続とともに順調に推移しているということで、今は既に黒字経営をやっているということですか。それと、債務超過の状態ではないということですか。

菓子野金融対策室長 今回の再生につきましては、脱OEM路線をもう一回見直しまして、OEMの中で既存の大手の販売網を利用して販売を拡大するといった路線をとりました。新しい製品を今までの企業の販売網に乗せてもらって販売額を大きくするという展開でございます。現在、平成24年3月期の売上高は14億になっておりまして、順調に推移しております。

繰越欠損金についても解消できているという状況でございます。

中野委員 債務超過の状態ではないんですか。

菓子野金融対策室長 債務超過の状況は脱出しております。

中野委員 次に、株式投資の3社についてですが、株式の評価を行い、売却予定ということでしたが、この3社の評価ですね、今、幾らで評価されているかを教えてください。

菓子野金融対策室長 ファンドのスキームのほうを見ていただきたいと思うんですけれども、宮崎県中小企業支援ファンドでございます。ここでファンドの株等を現在所有しているわけでございます。ここは当然ながら決算を行いますので、株式の評価自体は行うことになります。ただ、ファンドはこの株式評価というものを公表いたしておりません。今後、厳しいといえますか、売却に向けての時期でございますので、より一層そういった情報というのが問題になりますので、ファンド自体も公表していないところでございます。

中野委員 3社の評価を幾らでしているということは全く公表していないんですか。

菓子野金融対策室長 ファンドの決算書でございますが、これは出資者であります宮崎県産業支援財団に報告がされております。そして、産業支援財団からは私どものほうに報告がございます。ただし、これについては秘密指定文書ということでさせていただきたいという要請がございますので、公表は控えさせていただきたいと考えております。

中野委員 いろんなアングラを含めて情報はあられるわけですが、ここにあって「評価を行い売却予定」と書いたことは、県費が回収で

きない状況というのが想定されるわけですが、そういう密約があれば仕方ないことだというふうに思います。ただし、11カ月後にはこのファンドも期間が終了するわけですが、いつになったら我々県議に報告されるんですか。

菓子野金融対策室長 平成25年9月が清算時期になっております。このときにはファンドの成績がわかりますので、このときに御報告するということになると思います。

中野委員 次に、工業技術センターの事業概要の成果の中ですが、12ページのマイクロバブルを活用した産業排水の脱色技術の開発ということで、ちょっと気になったんですが、今、霧島酒造さんが、焼酎かすのメタン発酵処理液の脱色を目的として実証試験を進めておるということでしたが、これをわざわざ脱色しなければならない理由があるんですか。

勢井工業技術センター所長 この処理水の脱色でございますが、規制上は、色については特に規制はございません。ただ、どうしても濃い色でございますので、周辺住民の方が不快感を感じられるとかそういう環境的な部分がございますので、そのために脱色処理を行っているものでございます。

中野委員 人体への影響とかそういうことは、脱色しなくてもないということですね。

勢井工業技術センター所長 色そのものについては人体への影響等はございません。

中野委員 ましてや焼酎そのものへ影響というのはないということですかね。焼酎好きの私としてはこういうのが書いてあると心配せんといかん。

勢井工業技術センター所長 色につきましては、焼酎かすをメタン発酵処理する際に出てきたものでございますので、それ以前につくられ

た焼酎そのものには影響はないというふうに考えております。

中野委員 最後に、ソーラーフロンティアの第二工場の一時休止についてお尋ねしたいと思います。国富工場に集約するということが第二工場が休止するわけですが、その従業員数が200名で、なるだけ国富工場への再配置をとということで一生懸命取り組まれておりますが、それは一生懸命努力してもらいたいと思います。それで、国富工場がスタートするときに、従業員は何年後には何名募集しますということで、大きな誘致企業ということで県が投資していますよね。50億円でしたかね。それで、一方を建てるために一方を実際は潰すわけですが、国富工場に再配置される人数がマイナスにカウントされていないのかどうか。そういうのは無関係に、国富工場は雇用何名の会社だということで誘致企業ということで捉えられたものか、お尋ねしたいと思います。

黒木企業立地課長 まず、国富工場につきましては、昨年度、企業立地補助金30億円を支出させていただいております。最終的には50億円の要件に合致するものというふうに考えております。

あと、従業員の考え方でございますけれども、基本的には、ほかの工場から異動してきた方、これは我々の企業立地の補助金の対象にはなりません。したがって、二重補助はやらないということでございます。

中野委員 二重補助はやらないという、そういうことを言われたって分かりませんが、二重補助とは何ですか。

黒木企業立地課長 済みません、ちょっと言葉足らずでございました。清武工場のほうで企業立地補助金の対象になった従業員さんが、今



度国富工場のほうに配置をされると。そうしましたときには、その従業員さんにつきましては、我々が企業立地補助金を積算する際の対象から外すということで、あくまでも国富工場に新規で採用された方を対象に私どもは補助金を出させていただくということでございます。

中野委員 回りくどいことを言ったってわかりませんが、第二工場の分は新規雇用者にはならないということですか。

黒木企業立地課長 清武工場の方が異動されても、それは新規雇用には当たらないということでございます。

中野委員 それが賢明な措置だと思います。そうした場合に、それを考慮しても50億円の対象にはなるんですか、この国富の新規工場は。

黒木企業立地課長 国富工場につきましては、今、4月の段階で約800名の方が働いていらっしゃると思います。そのうち、社員は約450名程度というふうに聞いております。私どもは、50億円の要件といたしまして、450名超というのを一つの目安とさせていただいております。ただ、先ほど申し上げましたように、ほかの工場から来られた方、これは私どもの対象から外しますので、今回、清武工場から異動される方もいらっしゃるということで、今年度につきましては、今回の異動の動きを見きわめて状況を見守っているというところでございます。

中野委員 ぜひ、県としても、きちんとした指導が行くようお願いしておきたいと思いません。

ところで、一時休止とか倒産とか、そういう誘致企業はあると思うんです。今回は200名ということで従業員数も多かったことから、一時休止についてわざわざこういうふうに公表というか、我々県議に報告されるわけですが、誘致し

た企業が途中でポシャる。倒産とか閉鎖とか集約とかいろいろありますよね。そういう場合はきちんとどこかに報告されているものかどうかをお尋ねします。

黒木企業立地課長 企業がその事業所を閉鎖される場合には、基本的には私どものほうに報告をいただくようになっておりますが、私どもから、その先でございますね、国に報告するかそういうものはございません。

中野委員 報告先は、あえて我々議会という意味で言ったつもりですが。

黒木企業立地課長 企業の中には、公表を基本的には余り好まれない企業というんでしょうか、ほかにも事業所があって、その事業所のうちの一つを閉鎖する企業もございますので、私どもとしましては、基本的には、企業が公表されない限りは対外的には公表しないようなスタンスでっております。

中野委員 閉鎖したり倒産するところは、企業にそれを言う権利があるもんですかね。それよりも、県のほうの把握をぴしゃっとしたほうがいいような気がします。誘致、誘致でやっているわけですが、現実、過去から誘致した企業が全部ここで健在であれば、今ごろは宮崎県の人口は物すごくふえて、非常にすばらしい工業生産額もあって、他県が目を見張るものがあると思うんですが、現実そうならないということは、やはり企業倒産、閉鎖というのがあまたあるということですね。だから、そういうことの把握をきちんとして今回みたいにやはり報告をしていただきたい。何らかの形で、議員のみならずしてほしいなという気がいたします。これはそういう条例が、内規があるのかわかりませんが、できたらそういう方向に進んでほしいと思います。要望をしておきます。

山下委員長 今、中野委員の質疑の中でちょっと確認をしておきたいんですが、中小企業振興条例の議論の中で、中小企業と大企業の話が出ましたね。大企業としての認定は、例えば資本金なのか。その基準というのを教えていただきたい。その企業は宮崎県にどれくらいあるのか。

中田商工政策課長 資料の2ページの趣旨のところ、「(1)で引用している中小企業基本法第2条第1項は、次のとおりです」ということで、中小企業の定義がここに書いてございます。資本金の額、出資の総額が3億円以下の会社、並びに常時使用従業員数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものと、それ以外にサービス業も下に掲げてございますけれども、ここに掲げてあるのが中小企業の定義になります。ですから、これ以外のところが、一般的に言う大企業というふうに考えていただければよろしいかと思えます。

それで、県内の大企業の数でございます。これは平成21年の経済センサスの数字でございますけれども、大企業数は44でございます。ちなみに中小企業が3万9,926。ですから、構成比でいいますと、99.9%が中小企業、0.1%が大企業という形になろうかと思えます。

山下委員長 この44の大企業の中の職種はどういうものがありますか。

中田商工政策課長 そこは、今、手元に資料はございませんので、ちょっとわかりません。

山下委員長 後で教えて。製造業がどれくらいなのか。旭化成みたいなところとか 県内じゃないかな、あれは。旭化成は県内じゃないから。大企業になっているんですか。

中田商工政策課長 県内にある事業所という

ことですから、当然旭化成あたりも入ってくるだろうと思います。業種によって資本金とか従業員数とかありますので、調べてみまして、わかりましたらご報告させていただきたいと思えます。

右松委員 まず申し上げたいのは、きょうの審査項目はとても半日で審査できるものじゃないと思っています。ですから、時間がないわけなんですけれども、審査事項が前後しますけれども、簡潔に質問してまいりたいと思えます。

まず、8ページの宮崎県の中小企業支援ファンドについてなんですが、これは極めて重い結果が出ていると思っています。私は、これは看過できない問題だというふうに認識をいたしております。

そこで伺いたいんですけれども、まず、法的・私的整理が行われた2社なんですが、多田産業が民事再生で98%カット、2億9,400万の債権放棄がされております。それから、イチマル産業、これは私的整理でありまして、83%、1億8,257万円が債権カットということになっております。私的整理の場合は裁判所は関与しませんから、債権カットというのは極めてバーが高いのが一般的だと思っておりますが、私が1つ質問したいのは、まず、この債権放棄の割合が、一部どころか極めて大きいというふうに認識いたしておりますけれども、そのあたりの執行部の認識を教えてください。

菓子野金融対策室長 このカット率でございますけれども、この再生自体は、宮崎県再生支援協議会というのがあっせん、そして支援をしながら実施しております。イチマル産業の再生につきましては、第二会社方式ということでさせていただいておりますけれども、第二会社方式でスポンサーがついております。新しい会社

のほうに新たに出資をしていただくという形で  
行われるわけなんですけれども、その出資額が  
約3億円ということになっておりまして、その  
範囲内で再生をするということが前提になった  
再生でございます。そうしたときに、全ての総  
債権をこの3億円の範囲内で賄うということに  
なるとまいますので、こうしたカット率とい  
うことになってまいります。

右松委員 言うまでもありませんけど、原資  
は県民の税金であります。経営が継続をされて  
おりますが、再生が順調に行ったときに、これ  
はもちろん順調に行ってもらえないんです  
が、債権カット以外の対策はなかったのかど  
うか、その辺を伺いたいと思います。

菓子野金融対策室長 これは平成16年8月に  
投資をいたしております、その3年後とい  
うことでございます。業況につきましては先ほど  
説明したとおりなんですけれども、売り上げが  
なかなか順調に伸びないという状況がござい  
まして、既往債務の返還等が難しくなってい  
ました。この抜本的な再生のためには、こうし  
た第二会社方式といった抜本的な再生が必要だ  
ということが再生支援協議会のほうから提唱さ  
れまして、それを全債権者 金融機関等でご  
ざいますけれども、これが了承をしたとい  
うことでございます。

右松委員 続いてですが、経営責任はどうと  
られたのか教えてください。

菓子野金融対策室長 イチマル産業の経営者  
についてですが、責任をとられ、ご自分の資産  
及び株式処分にまで至っております。

右松委員 民事再生がかかった多田産業はど  
うなっていますでしょうか。

菓子野金融対策室長 この民事再生のほう  
も、これは裁判所でやる手続でございますの

で、当然、経営者の責任はとられておりまし  
て、経営者は退任、その株式も没収、消却と、  
そして、保証に入れておりました財産等につ  
きましても差し出されているところです。

右松委員 もう一つ、出資した県中小企業支  
援ファンド、県の組織の責任のとり方、そこを  
教えてください。

菓子野金融対策室長 この責任についてで  
ございますけれども、まず、スキームをごらん  
いただきたいと思います。この欠損というの  
はファンドの会計で発生しているわけござい  
ます。中小企業等が、再生計画で、私たちは投  
資いただいた金額をお返ししますと、そうい  
った約束で投資を受けているということござ  
いますので、第一義的には、それが果たせな  
かった会社の責任というものは重いという  
ふうにお考えしております。

投資事業と融資の違いということを、責任  
問題を考える場合にまず考えなきゃいけない  
だろうと思っております。融資の場合は、先  
ほどのような裁判上の整理が行われた場合  
にはそれに従う必要がございます。株式の  
投資等につきましては、これは自己責任原  
則というのがございまして、仮に欠損が生  
じても出資者がその負担を負うと。これは  
株式投資でもどこでも一緒でございます  
けれども、そういった責任のとり方、負担  
の分担の仕方といったものになります。

右松委員 しっかりと答えてもらいたい  
んですけど、先ほど言いましたように、原  
資は県民の税金であります。ここのスキ  
ームで見ますと、県の産業支援財団が20  
億出しております。あと、銀行等なんです  
が、それによって宮崎県中小企業等支  
援ファンド(投資事業有限責任組合)が  
設置されて、そこから投資されていると

いうことでありますから、投資した以上は、先が見通せなかったということに関して謙虚にしっかりと認識をしてもらわないと。私はそこを問いたいんです。その辺のことはどうなんでしょうか。

菓子野金融対策室長 これは再生ファンドでございます。再生ファンドの場合は、中小企業等がまず再生計画をつくりまして、また、金融機関等も了解してもらった上で再生計画をつくりまして、ファンドの資金をいただくというものでございます。その再生計画に基づいて投資いただいた資金を返還するという、もしくは同じような金額で返還するといったことを約束するような形で投資をするということになります。ただ、その後の経済状況とかいろいろな問題がありまして、計画どおりになかなかいかないといったものもあるわけでございます。そうした場合の投資事業につきましては、先ほど申しましたけれども、株式投資と同じように、その企業の業況で株式の価値といったものが変わってまいりますので、変わった分についてもしくは減った分について損失を負担すると、これが有価証券に係る自己責任原則というものであると考えております。

右松委員 同じような形が今の認識によって出てくると思います。結局、結果的にはやはり債権放棄につながったわけですから。県民の税金がそこで失われているわけですね。そこはしっかりと認めてくださいと私は言っているわけであって、県民に納得してもらおうような説明をどういうふうにするのか。債権放棄というのは、モラルハザードのこともありますから、普通であればなかなか納得できない問題ですよ。どういうふうにして県民の皆さんに説明して納得してもらおうかという、やはり責任の所在を

はっきりさせてもらって、そこはしっかりと責任を感じてもらってきちっとしたけじめをとる、これは当たり前なことだと私は思っています。当初そういう予測ができなかったことはわかります。わかりますけれども、結果的にこういうふうになったわけですから、結果責任はどういう形であってもやはりとるべきだということをお願いしたいと思います。

菓子野金融対策室長 その結果責任についてでございますけれども、投資事業を行う場合は、結果責任をいかに分担するかといったことがあらかじめ定められて実施されるというものでございます。ここに書いてございますように、各出資者、5社でございますけれども、この5社によって、受益が出た場合はみんなで分担する、損失が出た場合はみんなで分担する、そういった約束のもとにこういった投資事業が行われると。あらかじめリスクが高い事業だということを皆さん認識した上でこの事業が行われているということでございます。その必要性は、1の目的に書いてございますように、当時の経済状況、これが非常に厳しかったということでございます。平成13年にはフェニックスリゾートが倒産いたしました。バブルのツケが大企業、そして中小企業等にも重くのしかかってきた状況のときです。加えて、不良債権処理が加速されました。これは小泉構造改革の中で実施されたことでございます。その中で企業再生といったことがさまざまに試みられました。そうした企業再生の中で、投資ですとか社債の公募ですとか、企業を支援する試みが幾多行われたわけですね。その中には、やはり失敗したところもあれば成功したところもございます。そうした中で、宮崎県としても当時の状況を鑑みてこうした事業を実施したというものでございま

す。また、その効果も、ここの4番に書いてございますように、確保できたのではないかと、うふうに考えてございます。

山下委員長 答弁については要約して言ってください。時間がありません。

右松委員 もう本当におっしゃるとおりで、経済環境とかそこを問うているわけじゃないんですよ、はっきり言いますけど。そこはしっかりと。今のような認識で県民の皆さんの前に出て話されたら、誰も納得しないと思います。もうこの問題は次に飛ばします。

続きまして、食品開発センターにお伺いしたいと思っています。私も所長とは、現地のほうに伺いましたし、いろいろ話を聞いて、さきの2月定例会でも質問させていただきました。そこで、お伺いしたいのは、23年度実績でありますから、私が問いましたのは24年の2月になりますから、24年度の実績をこれから一番着目していくわけなんですけど、ちょっとお伺いしたいことは、1つは、私が一般質問で申し上げた技術移転です。技術移転した商品、総務政策常任委員会で北海道に行ったとき、これは極めて大事にしている項目なんです。技術移転をして、企業がその商品を使ってどれだけ売り上げを上げたか、そこまで追跡調査をされているわけです。北海道立食品加工研究センターなんですけど、そこは一般質問で申し上げたとおりです。16ページの事業実績で、技術移転はどこに当たるのか、教えてください。

工藤食品開発センター所長 済みません。この中では、技術移転という形で抜き出した書き方はしていません。

右松委員 これは要望にしておきますけど、ぜひ、24年度ときには技術移転もしっかりと記入してください。技術移転の数にスポットを

当てていくというのが、しっかりとした成果をはかる上で極めて大事なことです。そこはひとつお願いしたいと思っています。

それから、2つ目にお伺いしたいと思いますが、これは米原部長にお伺いしたいんですが、2月定例会のときに一般質問で答弁された中で、私は、数値目標を設定したらどうかということで質問いたしました。それに対して米原部長が、「提案のありました数値目標の設定につきましては、食品開発センターの県内食品企業等への支援に大きく資する業務、事業等について、今後検討してまいりたい」ということで答弁いただいております。あれから7カ月経過したわけなんですけど、その後の進捗を教えてください。

米原商工観光労働部長 2月の御質問は私もよく覚えておりますし、また、指摘についてその後には検討をしてくれているところがございます。数値目標の設定はやっているところがございますが、今、手元に数値のあれがないんですが。

田中工業支援課長 県内の研究機関における研究成果の技術移転件数ということで、これにつきましては、アクションプランの中で目標を設定しております。平成26年度に50件という目標を設定しております。ちなみに、平成23年度実績としまして、23件技術移転をしているところでございます。以上です。

右松委員 わかりました。私は、そのときの一般質問で予算と人的な面も申し上げたわけがあります。知事の答弁は、私から判断をすれば、かなり弱い答弁だったと思っています。必要な体制を整備してまいりたいということで河野知事は答えておりますけれども、具体性がなくて、本当にこれができるのかどうか、私は非

常に疑問を感じた答弁でありました。今回、25年度の当初予算の重点施策の中に、食品加工というところがしっかりと入っております。ですから、これは今後のことだと思うんですが、やはりきちっとした成果を出すためには、人的なもの、それから予算面もしっかりつけないと成果は出ませんから、絶対に。ですから、そこはそういった認識で部長もいていただければありがたいと思っております。

続いて、もう1つ、中小企業振興条例について伺いたいと思います。

まず初めに伺いたいのは、中小企業振興条例というのは、47都道府県、さらには各市町村が実際はかなり先行して取り組んでおります。県で言えば、2002年、今から10年前ですが、埼玉県が初めてこの条例を制定しております。それから立て続けに、茨城、三重、福島、北海道、青森、熊本、挙げたら切りがないわけですが、埼玉県が初めて制定してから10年たったということで、今回ようやくこの条例を制定することになるんですが、これから先の話ですから、ここは問うのはやめますけど、他県におくれをとっているということはぜひ認識していただきたいと思っています。

そこで、目的なんですが、1ページの一番下に書いています。「最終的には本県経済の発展と県民生活を向上させることに寄与する」、まさに目的はこれで間違いないというふうに考えております。その目的で、県民生活の向上ということ、2つ目に、それによって雇用の創出につながって、そして1人当たり県民所得の増加につながるという形で、しっかりとした、条例を制定した後の先のビジョンというか、その先を見通していくことがまず必要だと思っています。条例制定というのはあくまで入り口であっ

て、出口ではないということと言うまでもありませんが、そういった認識がまずあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

中田商工政策課長 まず、全国的な状況を補足させていただきますと、中小企業振興条例を策定しているのは、「中小企業」という名前をつけているのは17都道府県というふうに聞いております。あと、別の名前をつけているのを入れますと、全体の半分ぐらいというふうに聞いております。

それと、今、右松委員がおっしゃいましたとおり、私も、条例制定というのはまさしく入り口というか、前回の9月にも申し上げましたけれども、条例を制定することが最終目標ではありません。条例をつくって、いかに中小企業の振興を図っていくかというのが重要であるというふうに考えておりますので、そういう気持ちで取り組んでいるところでございます。

右松委員 3ページに「県の責務」ということで、「役割」よりもっとこれは重い言葉であります。ですから、中小企業の振興に対して、県がしっかりと責任を考えながら、さまざまな施策、効果的な施策を打ち出していくということになってこようかと思えます。

6ページに、基本方針及び実施状況の公表ということで、この中に、経営基盤の強化、資金供給の円滑化、新たな事業の分野への進出の促進等々、細かく8項目書いているんですが、具体的にしっかりとした施策をそこで打ち出してもらいたい、効果的な施策を打ち出してもらいたいということを重ねて申し上げたいと思います。

それから、最後に質問させていただきますが、6ページに、「県と市町村が適切な役割分担」ということが書かれております。具体的

に、県と市町村はどのような役割分担を描かれておられるのか。もう1つは、先ほど申し上げましたように、政令指定都市含めて、市町村に中小企業振興条例というものが今広がっております。中には、これは北海道でありますけれども、経済界が一緒になって、全ての市町村に振興条例を制定するという方針で取り組んでいるところもあるわけなんです。市町村に広げていられるお考えなのか、その辺も含めて今後の構想を教えてください。

中田商工政策課長 県と市町村の役割分担のところですが、6ページの趣旨のところにも書いてございますけれども、「県と市町村が適切な役割の分担のもと」というふうに書いてございます。市町村と県との関係というのは対等の関係でございます。市町村は市町村でもちろん独自に中小企業振興施策をやっておられますし、今後ともやられるというふうに考えています。県も同様にやっていきます。ただ、実施するに当たっては、当然、連携するところはしっかり連携しながらやっていかなければいけないということで考えております。したがって、非常に密接な関係がございますので、独自にやりながらもしっかり連携をしていきたいというふうに考えております。

右松委員 わかりました。今後の経過を、推移をしっかりと見てまいりたいと思います。以上で終わります。

緒嶋委員 今の中小企業振興条例は、目的にもありますように、本県経済の発展、県民生活の向上、これは当然であります。こうなりますと、振興計画そのものも明確に打ち出して、どういう予定で将来的にはこういう目標を達成し、県民の所得向上を図るといふものを打ち出していかなければ、結果として、基本方針等に

もありますように、人材育成を図る、将来はこうしますというような目標数字が出てこんど、その進捗状況もわからんわけですね。そうなりますと、振興計画というのを策定してそれを我々にも報告し、進捗を図ることによって経済の発展を達成すべきだと思ふんですが、そのあたりはどう考えておられますか。

中田商工政策課長 基本的には、この条例は、来年の2月に出させていただきます、通りましたら、条例に書かれております基本理念、基本方針に基づいて事業を実施していくと。一方で、県のほうでは総合長期計画がございます。その中にはアクションプランもございますけれども、それに基づいて県の施策というの進めていっているわけでございます。

6ページ、「基本方針及び実施状況の公表」の2つ目の丸のところ、「県は、基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものの実施状況を毎年公表する」ということになっております。趣旨のところ書いてございますけれども、毎年、実施状況を取りまとめまして、県議会はもちろんでございますけれども、広く県民にも公表していきたい。それと、関係機関との意見交換等やりながら、今後の施策にも生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

緒嶋委員 実施状況を報告するといっても、やはり目的があって、想定する将来ビジョンがあって、計画が今、進捗しておることじゃないと、状況を報告します、こうでした、こうでしたというのは前向きな取り組みじゃないと思う。将来的には企業誘致でも100社とか言われるわけですね。そういうものがあって今、進捗はこうだということであれば、基本計画を明確にした中で、長期的なものの中で進捗を進

めなければ、ことしはこうでした、来年はこう  
でしたというだけでは、進捗が本当に図られて  
あるかどうか明確でないと思うんです。そんな  
れば、長期的な5年計画とか何年計画ではこう  
いうふうにしたい、そして、県民所得は将来こ  
うなるようにしたいという目標を定めながらそ  
れに向かって努力する、それが私は振興条例だ  
と思うんですが、そのあたりに持っていかなけ  
れば意味がないというふうに私は思いますが、  
どうですか、そのあたりは。

中田商工政策課長 委員がおっしゃるところ  
は私もよくわかります。今、県の総合長期計  
画・アクションプラン等の中で、いろんな数値  
目標を掲げております。例えば、製造品出荷額  
につきましては平成26年に1兆4,500億に持って  
いきますとか、先ほどおっしゃいましたけれど  
も、企業立地を100社、5,000人とか、技術移転  
の目標も50件とか、34項目について商工関係は  
目標を定めております。ですから、私どもとし  
ては、この数字を目標に今、一生懸命取り組ん  
でいるわけです。基本的な中小企業全体の施策  
の進め方については、先ほど御説明いたしまし  
たけれども、基本方針という8つの柱でやって  
いくわけですので、先ほど右松委員からもござ  
いましたけれども、この中でいかに有効な施策  
を打ち出していくかというのが重要だというふ  
うに考えておりますので、委員がおっしゃった  
ことも踏まえて我々は取り組んでいきたいと考  
えております。

緒嶋委員 基本方針とか実施状況の公表とい  
うことになる、やっぱりそこまで持っていか  
んと私は意味がないんじゃないかと思いたすの  
で、十分検討していただきたいというふうに思  
います。

それと、当然ですけれども、大学あたりとの

意見交換というのは事前にある程度進められて  
おるわけですね。役割分担という中で。

中田商工政策課長 大学等とは日ごろからい  
ろんな場面で意見交換をしております。商工  
観光労働部といたしましても、工学部との意見  
交換を毎年しております。今回、この条例に  
関して大学とお話ししているかということ、直接  
にはしておりません。ただ、ここに書いてござ  
いますけれども、中小企業と連携した研究開発  
とか研究成果の普及とか、こういうものについ  
てはこれまでもやっております。今後とも引き  
続きやっていかないといけない分野ですし、お  
互いにそういう認識でありますので、そこは今  
後とも十分連携してやっていきたいというふう  
に考えています。

緒嶋委員 やはりこれができれば、一回ぐら  
いは、こういうことで条例をつくりますぐらい  
のことは相談しなきゃ、こういう条例をつくり  
ましたから頼みますというのでは、大学の立場  
というか、大学の理解を得るためにはそのあた  
りはやらんと、こういう条例ができました、今  
までやっておりましたので、何も言いませんで  
したけれども、つくりましたというのでは、向  
こうとしても気持ちは余りよくないんじゃない  
かと思うんです。

中田商工政策課長 本日初めて、この骨子案  
を常任委員会のほうに御報告させていただいて  
おりますので、この委員会が終わりまして、大  
学等にも一応御説明をしていきたいというふう  
に考えております。

緒嶋委員 それと、ソーラーフロンティアで  
すが、この参考資料には、これはもうこれでい  
いんですが、ソーラーフロンティア第二工場を  
つくるために、県の企業誘致の支援金が幾らで  
したとか、我々にわかるようなものがあって



何年にここに来たんですかね。清武工場の建設は何年ですか。

黒木企業立地課長 まず、ソーラーフロンティア清武工場でございますけれども、認定をいたしましたのは平成19年11月でございます。操業開始したのは、資料の20ページでございますように、21年の4月でございます。

緒嶋委員 企業誘致の助成金はどのくらいになっておるわけですか。予定と今までの実施状況は。

黒木企業立地課長 企業立地促進補助金につきましては、あくまでも実績払いでございますので、清武工場につきましては、総額で約9億円の補助金を支出いたしております。

緒嶋委員 それは、全額9億円支出されたわけですね。

黒木企業立地課長 はい。そのとおりでございます。

緒嶋委員 これは早期再開を要請しておることとありますけれども、再開しなかった場合は9億円は返還要求できるわけですか。

黒木企業立地課長 基本的には、企業立地促進補助金は、工場等に投資していただいて、従業員を例えば100名なら100名そこで1年間雇用いただく。その実績に基づいて補助金をお支払いすると。あくまでも実績払いの補助金でございます。返還の規定は私どもでは設けておりません。なお、参考までに、九州各県で返還の規定を設けているのは長崎県だけだというふうに聞いております。

緒嶋委員 いくら何でも2年、3年では。早期再開を要請しますということで努力はわかりますけど、やはりある意味では、企業誘致して何年以内に撤退する場合には返還を求めるとか、それを求めることを目的にしちゃいかんけ

れども、そういう要綱は当然。これこそ県民の財産ですね。財政的に支出する以上は、つくったら、後は補助金の返還はありませんというのでは、向こうも責任がちょっと軽過ぎると思うんです。やはり補助をもらった以上は何でも。個人が補助をもらったら返還要求があるんじゃないですか。学校やらつくっても、すぐ用途変更したら国に返還せよというのが。ほかのいろいろあると思うんですけれども、誘致企業に対するそういうことは、当然、長崎方式が私は正しいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの認識はどうですか。

黒木企業立地課長 今、委員がおっしゃったことはそのとおりだと思います。申し上げましたのは、初期投資等を支援することで企業立地を促進するためのインセンティブということで企業立地促進補助金を設けておまして、ほかの補助金とは若干性格が違うものがございます。それと、ほかの県との競争の中で、私どもの県だけが厳しい条件をつけますとどうしても不利というものがございます。今、委員からの御指摘もございましたので、他県の状況も見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

緒嶋委員 今は、いずれにしても、早期再開を一番目指すところとありますけれども、そのめどというのは、2年後には清武工場再開というような、いろいろ研究されておることとありますが、そういう内々の情報というものもないわけですか。

黒木企業立地課長 こちらの地元のソーラーフロンティア社のほうとしては、できるだけ早く再開したいという考えは持っておられますけれども、そういう評価等がまだ終わっておりませんので、時期については今のところはっきり

しないということでございます。

緒嶋委員 再開されることは間違いないというふうな認識は持っておられるわけですね。

黒木企業立地課長 私どもとしては、ぜひ再開をというふうに思っております。

山下委員長 その感触ですよ。一番不安なのは、3年ちょっとで閉鎖するわけでしょう。だから、担当として見通しをそれこそどれだけ詰めているかという質問です。一番聞きたいところです。

黒木企業立地課長 これは私の個人的な印象でございますが、私としては再開いただけるというふうに思っております。

緒嶋委員 みんなが期待するところでありますので、課長の責任ではありませんけれども、ぜひ、そうなるように今後とも努力していただきたいということを要望しておきます。

時間がありませんので、これで終わります。

図師委員 ソーラーフロンティアに関してですが、重複するかもしれませんけれども、従業員の方が、清武工場の200人がリストラに遭っているわけですが、リストラというか、閉鎖に伴った解雇になるのか、もしくは再配置になるということも出ておりますが、200人がそのまま再配置できるのか、もしくは国富工場の従業員確保のキャパはどれくらいあるのか、そのあたりいかがでしょうか。

黒木企業立地課長 これは解雇ではございませんで、あくまでも社内での再配置でございます。ですから、別にソーラーフロンティア社を退職されるわけではございません。正社員につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、国富工場を中心に社内で配置がえを行うと。職員さんと面接をされているということでございます。厚木のリサーチセンターとか本

社に行かれる方も場合によってはいらっしゃるかというふうに思っております。それから、請負関係の従業員の方もいらっしゃるんですが、こちらについても、一部国富のほうに移られる方、社内の中で配置がえをされる方、あるいは親会社との中での調整というのをされる予定というふうに伺っております。

図師委員 そのあたり、県はどこまでこの200人の方々の追跡というのをされる予定ですか。

黒木企業立地課長 あくまでも企業の中での配置がえでございますので、私どもがここに持っていかなきゃいけないとか強制はできないんですけれども、この資料にも書かせていただきましたけれども、再配置の状況については、私どもとしても確認をさせていただきたいというふうに思っております。

図師委員 最後にしますが、緒嶋委員も言われたとおり、従業員の方々も3年あたりで配置がえがあるとか、特に正社員じゃない方々に関しては肩たたきみたいな面接もあっているように受け取りますので、そういうところで実績払いで9億出しているんですよというところですが、今後検討していただきたいものについては、従業員の雇用年数を何年という形で区切るといいますか、最低何年雇用はしていただかなくてはいけないとか、そういう項目なりをつけ加えることはできないのかと思っておりますが、いかがですか。

黒木企業立地課長 今現在の要綱では1年というのが1つございます。1年間雇用いただくことで、給与の金額はわかりませんが、例えば300万円なら300万円従業員の方にお支払いをいただいた中で、私どもが県の補助金を出しておりますのは、そのうちの15万とか30万ぐらいの金額を出させていただいているというこ

とで、余り長期間拘束するというのは、ほかの県にもなかなかない制度でございまして、その分についてはちょっと難しいものがあるのかなというふうに思っております。

それから、もう1点、今回のように異動されるというんでしょうか、社内で配置がえられるようなケースもございまして、必ずしもそこで例えば3年間なら3年間という規制の仕方は、今、即答しかねる部分はございますけれども、難しい面があるのかなというふうに思っております。

図師委員 要望ですが、雇用される側の立場として、まさかこんな短期間でというところもあられるでしょうし、雇用計画の中ではそういう文書のやりとりもあるのかもしれませんが、できるだけ長期間継続雇用されるような働きかけというのは、書面上での内容ではないにしても、企業側に要望はしていただきたいと思えます。以上です。

押川委員 県中小企業振興条例の骨子案でありますけれども、先ほど緒嶋委員からも出たんですが、私もこの間、大学のほうに行きまして話をさせていただいたところでありまして、せっかくこういう条例をつくられるわけありますから、大学が果たす役割というのは物すごく大きいと思うんです。そして、若い人たちの感覚の中で、宮崎県の中小企業振興をどうするかというものから入っていくことは非常に大事だというふうに私も思いました。今後、今日を踏まえて詰めていただけるということでありますから、しっかり大学の方々とのコミュニケーションをとっていただきたいと思えます。よろしく願いしておきたいと思えます。

中田商工政策課長 委員おっしゃるとおり、非常に大事な役割を果たしていただいております。

すし、今後も果たしていただかないといけないというふうに思っています。大学だけではなくて高専もございまして、工業高校とかそのあたりの役割もあると思っておりますので、しっかり説明させていただきたいと思えます。

押川委員 そういう中で、7ページに財政上の措置もあるんですが、特に先生方がおっしゃるのは、広く浅くはわかるけれども、こういう部門には投入するんだという姿勢が欲しいということでありましたから、財政上の問題においても、厳しいようでありますけれども、そういう方向の中でお願いをしておきたいと思えます。これは要望にしておきたいと思えます。

それから、食品開発センターの関係で、事業実績ということではいろいろ掲げてありますように、研究開発、相談という中で、商品化できるものがあるわけでありまして、先ほど右松委員からもありましたけれども、今後、商品化する方向での数値目標あたりも出てくるといいのかなというふうに考えています。特に、非常用レトルト山菜鶏おこわの開発、非常食ということでもありますから、こういったものは特に今後もやっていかれると思えますけれども、今後の対応について見通しがあればお聞きしておきたいと思えます。

工藤食品開発センター所長 山菜鶏おこわの商品化ですか。

押川委員 例としてここに挙げてありますから、こういったものを今後開発する方向があればお聞きをしておきたいと思えます。

工藤食品開発センター所長 これは西都の伊藤という方と一緒にしているんですが、商品化の方向で動いております。

押川委員 地元ですから、実は私、知っておったんですが、こういったものは本人たちが

最初にやられたのか、一緒にやられたのか、そこあたりはどういう状況なのでしょう。

伊藤食品開発センター所長 最初にこういうものをつくりたいという形で持ち込まれたのは、伊藤さんのほうだと認識しています。

押川委員 これは個人的な発想の中から上がってきたのか、あるいは食品開発センターのほうでされたのかということでお聞きをしたいんです。

伊藤食品開発センター所長 試作品づくりは当センターでやったんですけども、そのとき指導を行ったというふうに解釈しています。

押川委員 例としていろいろ挙げてありますから、こういったものの数値目標を出して今後やっていかれるという方向で理解していてもよろしいですか。

伊藤食品開発センター所長 その方向で動きたいと思います。

中野委員 ソーラーフロンティアの第二工場の件について再度お尋ねしますが、この再開に向けていろいろ要請をされているということでしたが、今の会社は太陽電池モジュールの製造ですよ。今、要請しているのは新型太陽電気モジュールの生産拠点として再開ということですが、新しい生産になるわけですが、これは新たな企業誘致になるんですか。

黒木企業立地課長 新しい企業誘致には該当いたしません。

中野委員 一時休止ということだから、ならないだろうと思いますが、今、この会社を閉鎖して、新たに新型太陽電池モジュールの生産拠点として入った場合もならないわけですか。

黒木企業立地課長 ソーラーフロンティア社が再開するということですので、それも対象にはなりません。

中野委員 ならないようにしてください。

山下委員長 食品開発センター所長にお伺いしますが、17ページ、県産大麦を用いたビールの研究成果が書いてあるんですが、今、非常に6次化が進んでいる中で、手づくりのパンをつくりたいんだと。各界の人たちがそれぞれ独自のオリジナルで取り組んでおられるんですが、例えば小麦を自分でつくってやってみたと。今の原産の小麦でつくった場合に、どうしても生地がうまくできなくて味が悪い。パサパサ感があるとか、使えないということなんです。今はアメリカからの小麦輸入が中心で、それでパンを製造されていると思うんですが、県内産の小麦の栽培というのは研究されているかどうか、ちょっとお聞きしたい。

伊藤食品開発センター所長 栽培そのものはセンターの性格上やっていないんですけども、食品センターで米粉パンの製造も研究実績がございますし、技術指導もやっております。ですから、工夫すれば、外国産の小麦粉と同じように膨れることは可能だと思います。

山下委員長 私が聞いているのは、今の小麦粉でつくってやってみただけ、どうしても負けてしまう。できないということです。それをテーマにした研究はされていませんか。

伊藤食品開発センター所長 県内産の小麦そのものは今のところやっておりません。以前、県産の石川早生などを使った試験研究はやったことがあります。やっぱり少し膨れが悪かった記憶があります。

山下委員長 ぜひ、問題提起していただくとありがたいです。以上です。

中田商工政策課長 先ほど、委員長のほうから、大企業の業種別のデータをという話でございました。統計調査課とか国のほうにも確認を

したんですけれども、結論から言いますと、わからないと、データがないということでございました。業種ごとの数のデータはないということでございました。ただ、どのあたりまで把握できるかというのはわかりませんが、数字が出るかどうかわかりませんが、我々のほうでちょっと努力して、数字が出ましたら御報告したいと思っています。

山下委員長 ぜひお願いします。というのは、出資金3億以上ですからね、5億以上になると大企業の規定がはまってくる。私も確認したら、3億以上ということですから、銀行も入るんでしょう、この中には。入りますね、資本金が3億あるわけですから。その業態を、大企業としてどういう企業があるのか、どうせわかるわけですから、会社を見たら、資本金や従業員数もわかるわけですから、そこ辺を調べて教えていただくとありがたいと思います。

中野委員 団体名を公表してもらえば早い。

山下委員長 すぐわかると思うんです。企業ごとにすぐわかりますよね。わかりませんか。

中田商工政策課長 ちょっと努力してみます。

山下委員長 努力せんでもわかるんだから。企業紹介の中でそれはすぐ出ると思うんです。そこ辺のすみ分けと、中小企業振興条例をつくるのであれば連携をとるということですから、どういう部門との連携がとれるのか、そこ辺をちょっと知りたかったものですから、ぜひお願いします。

緒嶋委員 この食品開発なんか、これは白黒ですけど、現物を見せてもらうのは論より証拠なわけで、食べたいから言うわけでもないんだけど、こういうものかというのが資料としては一番いいんですが、それはなかなか難しいわ

けですか。今回はいいけど、次回の委員会ぐらいでは。これだけ開発が進んでおれば、ヨーグルトを食べたいから言うわけじゃなくて持ってきておって見せんとね。なっちゃんわ、それは。それが必要なわけじゃが。論より証拠で、持ってきて見せんのなら何のために持ってきたかわからんじゃないか。

山下委員長 ちょっと商品を説明して。

工藤食品開発センター所長 今そちらにお持ちしましたのは、先ほど説明したビールと焼酎です。今からサンプル瓶を回しますけれども、ブルーベリーの葉っぱのエキスの抽出物と乾燥葉です。

山下委員長 よろしいですか。そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 ないようですので、商工観光労働部の審査を終了したいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

---

午後0時9分再開

山下委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

なければ、終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山下委員長 午後は1時出発です。県土整備部のほうは、佐土原のほうと相生橋の現地調査をしたいということで、見ていただきたいと思います。

それでは、以上をもって本日の委員会を終了させていただきます。

午後0時10分閉会

